

平成29年11月21日

壱岐市長 白川 博一 様



壱岐市特別職報酬等審議会  
会長 吉田 寛

壱岐市特別職の報酬等の額の改定について（答申）

平成29年10月20日付け29壱総第865号をもって当審議会に対し意見を求められた壱岐市議会議員の議員報酬の額並びに壱岐市長、副市長及び教育長の給料の額について、下記のとおり答申します。

記

1 報酬・給料の月額

役職名	答申額	現行との比較
市長	835,000円	35,000円増
副市長	668,000円	28,000円増
教育長	601,000円	25,000円増
議長	400,000円	20,000円増
副議長	350,000円	20,000円増
常任委員長	330,000円	15,000円増
議会運営委員長	330,000円	15,000円増
議員	320,000円	20,000円増

2 改定の実施時期 平成30年4月1日

### 3 審議の経過及び内容

壱岐市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は、平成29年10月20日に市長からの諮問を受け、前回の答申（平成17年）以降の状況変化を踏まえて、事務局から提出された資料及び審議会から提出を求めた資料等を参考として現状の把握・分析を行いました。

諮問を受けた同日から平成29年11月21日までの間、計3回の審議会及び2回の打ち合わせ会を開催し、県内他自治体の状況、本市の財政状況、民間企業の最低賃金の推移、地域の経済情勢等について協議・議論を重ね、市議会議員及び市長等として活動するにふさわしい額を定めることを念頭に、慎重な審議を行いました。

諮問された報酬、給料の額について、一般の市民感覚、市民感情からすれば、どの役職においても報酬等が高水準であるという意見がある一方、「市政を担う市議会議員及び市長等には、職務と職責に見合う報酬を設定すべきである」、「議員については定数も減少しているため活動が広範囲化している。また、若い人の政治参入を促し、本市の発展を図るためにもある程度の額を保証すべき」「他の類似自治体と比較しても、本市の特別職の報酬は最低水準である」などの意見もあり、総合的に判断した結果、答申額のとおり結論を導きました。

改定の実施時期については、年度途中から実施する理由は特に見当たらないため、平成30年4月1日からの実施が適当であるとの全会一致した結論に至りました。

なお、壱岐市の活性化のため、さらなる活躍を期待します。

### 4 壱岐市特別職報酬等審議会委員

会 長	吉 田 寛	（壱岐市商工会会長）
会長職務代理委員	長 岡 信 一	（壱岐市公民館連絡協議会会長）
委 員	大久保 照 享	（壱岐市漁業協同組合長会会長）
委 員	川 崎 裕 司	（壱岐市農業協同組合代表理事組合長）
委 員	長 嶋 立 身	（壱岐市観光連盟会長）
委 員	安 川 哲 子	（壱岐市地域婦人会連絡協議会会長）
委 員	横 山 省 三	（元壱岐市特別職報酬等審議会会長）
委 員	横 山 靖	（元壱岐市補助金等検討委員会委員長）

（委員にあつては50音順）